

～あなたとともに成年後見を考える～

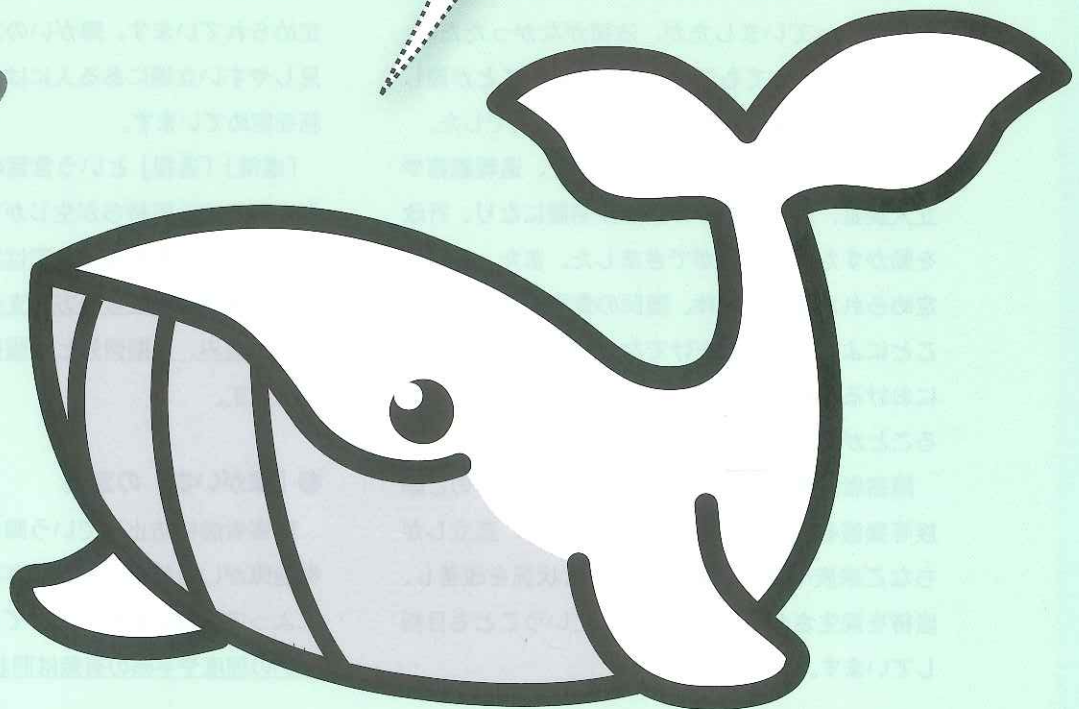
リーガルサポートとにゅーす

2013年3月発行 <第11号>

私は、「ホットちゃん」です。
相談される方が「ほっと」する
サポートをしたいなあ・・・



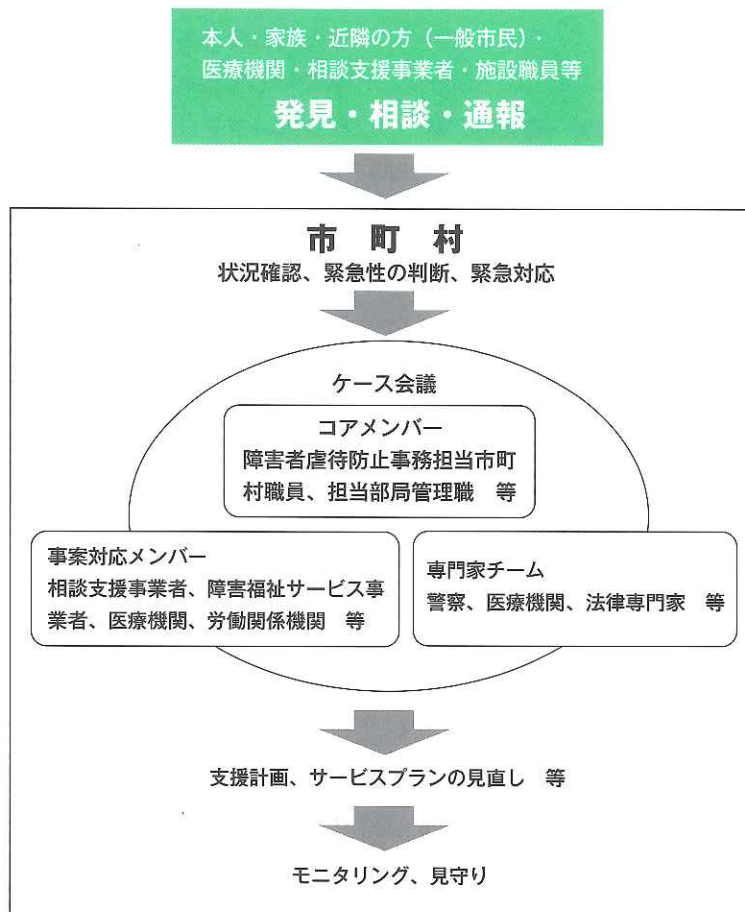
はじめまして。僕は、リーガルサポートの新キャラクター、後見制度を必要としているすべてのひとに「エール（応援）」をおくる「ホエール（くじら）」の「エールくん」です。よろしくね。



● ～障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行されました～

● 後見人日記 ● 保佐人日記

虐待への対応の流れ（養護者による虐待の場合）



そのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

②性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者にわいせつな行為をさせること。

③心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、不当な差別的発言など、障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放任

障がい者を衰弱させるような減食、長時間の放置、養護者以外の同居人、他の利用者、他の労働者による①から③の行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。

⑤経済的虐待

養護者又は障がい者の親族が、その障がい者の財

産を不当に処分すること。その障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

● 支援ネットワークで、虐待を防止

事態が深刻化する前に、障害者虐待防止センターを中心とするネットワークが関与し、地域で障がい者の権利擁護、養護者の支援を行っていくことが求められます。事案によっては、成年後見制度の利用によって、問題解決に導けることもあると考えられます。

法律ができただけでは、障がい者虐待を防止することはできません。全ての人が、障がい者虐待防止のネットワークを担う一員であることを意識し、障がい者虐待防止に関わっていくことが重要です。

8月12日

T病院を訪問し、Bさんの病室へ入るとすでにCさんがベッドの横で椅子に座っていました。挨拶を交わした後Cさんは主治医を呼びに行きました。Cさんが主治医を連れて戻って来るまでの間、Bさんに改めて後見人就任の挨拶をしました。間もなくCさんは主治医とともに戻り、主治医から本人の状態を聞きました。脳梗塞のため本人は言葉が発せられない状態で、手足はリハビリの効果もあって少し動かせる程度にまで回復していました。私はCさんから鍵を受け取り病室を後にしました。

8月21日

法務局で後見人の登記事項証明書（いわゆる後見人の身分証明書）を取得し、Bさんの取引銀行を訪問し、「後見制度に関する届け出」を提出し、残高証明書の発行を受けました。

8月23日

次に、借入れなどの負債調査の手始めに、郵便で個人信用情報機関（※）へBさんに関する情報開示の請求をしました。

※借入れ残高やクレジットカード利用によるショッピング残高等の情報管理をする団体（全国銀行協会、C I C、J I C C）

8月24日

自宅にあった請求書などからすでに判明している消費者金融や信販会社へ取引履歴を請求しました。これは高金利の貸金業者との取引については、いわゆる「過払い金」が存在する場合があります。これらの業者から取引履歴を取り寄せる必要があります。

9月10日

各個人信用情報機関から回答書が届きました。すでに把握している消費者金融や信販会社以外の契約は無いことが確認できました。

9月15日

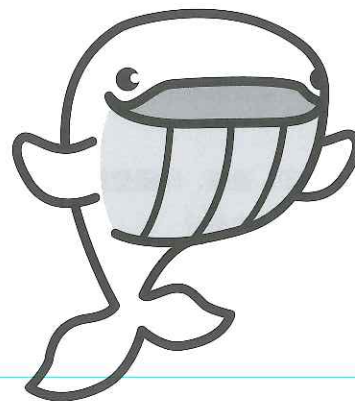
この日までに消費者金融2社、信販会社3社から取引履歴が届きました。取引内容を確認したところ、この5社に対し総額200万円の「過払い金」があることが判明しました。早速、私はこの5社に対し過払い金の返還を求める書面を郵送しました。

9月16日

Bさんが借金だと思っていたものは、逆に払い過ぎの状態、過払い金が戻ってくることをBさんへ早く知らせようと思い、T病院を訪問しました。

おわりに

その後しばらくして、Bさんの容体は急変し亡くなりました。Bさんは長きにわたり業者から借入れをしていたことを他人に知られたくはなかったかもしれませんが、一人息子のCさんに負債を残すことなく安心して亡くなったものと信じたいと考えています。なお後見人の資格は本人の死亡と同時に喪失し、相続人へ管理していた本人の財産を引き渡した後、裁判所へ終了報告をしなければなりません。Bさんの場合は唯一の相続人がCさんであり、死亡届や葬儀の手配等はCさんが行いました。その後四十九日が過ぎたころ保管していた預貯金通帳や自宅の鍵等をCさんに引き渡しました。



5月30日

再び、ガス会社から電話がありました。5万円程度
のガスコンロの注文があったとのことで、搬入
してもいいかと連絡がありました。Aさんに事情を
聞きました。「欲しい」「料理をする」とのこと
でしたが、再び、キャンセルしました。Aさんは購
入を2度にわたりキャンセルされたことで、がっか
りしていました。

6月10日

ガス会社の別の担当者から「また注文を受けま
したが、やっぱりいりませんよね」と連絡あり
ました。料理をするのであれば、ガスコンロで
なく、電気コンロでどうかとAさんと話をしま
した。しかし、しばらくたつと、Aさんの料理、
コンロに対する興味はなくなったようでした。

7月10日

Aさんが高価な着物を購入したようだとか
ケアマネジャーから連絡がありました。Aさんに
事情を聞くと、郵便ポストに入っていた無料
展示会開催のチラシを見て、呉服店を訪問し
たとのことでした。10万円程度の着物を分
割払いで購入したとのことでした。

しかし、Aさんは着物を購入した後で、大
変な契約をしてしまったと落ち込んでいる
ようでした。呉服店に事情を説明し、着物
はキャンセルしました。呉服店は、キャン
セルと頭金の返金にすぐ応じてくれました。
Aさんは安心しておられました。

8月20日

複数の新聞を、2年契約していることが
わかりました。知人とのつきあいで契約
しているのを除き、全て解約しました。
新聞販売店に、再度Aさんと購入契約
をしても再び解約するということと、
今度は支払った分も弁償してもらおうと
伝えました。後日、Aさんから、今の
新聞はチラシがはいっておらず、
広告を見たいからもう一つ新聞を
契約したいといわれました。しかし、
お金もぎりぎりのと

ころ、別の新聞を契約するのは
厳しいと伝えました。

おわりに

ガスコンロを断ったのは悩ましい
ところですが、Aさんの希望を
すべて断っているわけではなく、
座椅子や、カーペットなど必要
と考えられるものは同意して
います。

私が、保佐人に選任されてから、
2年弱ほど経過しましたが、最
近は大きな買い物はされてい
ないようです。

毎月、持参できるお金がどう
しても限られてしまうため、A
さんが不満を感じておられる
部分もあるようですが、今後
も、ケアマネジャーとも相談
しながら、よりよい関係が築
いていければと考えています。

